

観光地域高付加価値化促進支援事業補助金募集要項

1 事業目的

観光の「稼ぐ力」の向上に向けては、地域の多様な関係者が連携し、地域資源を最大限に活用して観光地としての魅力を高めるとともに、稼ぐ仕組みづくりを構築するなど、観光地域の高付加価値化を図ることが重要である。

本事業は、地域の関係者が一体となり、鹿児島ならではの豊かな自然や多彩な食、個性ある歴史・文化といった地域資源を最大限に活用した高付加価値な観光コンテンツづくりに取り組む、民間事業者等の具体的な活動（ソフト事業）を支援することにより、観光地としてのブランド力の向上を図ることにより、観光の「稼ぐ力」の向上に資することを目的とする。

2 補助対象者

民間事業者、観光関連団体（DMO、観光協会等）、その他知事が認める者を補助対象者とする。

3 補助対象事業

観光地域づくりの司令塔的役割を担う地域DMO等を取組の構成員に加えることを要件とし、文化や体験など、地域の複数の観光素材を組み合わせた、地域ならではのストーリー性のある高付加価値な観光コンテンツの造成に資する事業とする（ハード整備事業を除く。）。

（例）地域の複数の観光素材を組み合わせた

- ・ 旬の食材の収穫体験と地域文化を楽しむガストロノミー（モニターツアー）
- ・ プロ（料理人、プロスポーツ選手、博士、冒険家等）と共にするテーマ型まち歩き
- ・ 焼酎蔵の見学と地元料理人によるペアリングを組み合わせたプレミアムツアー
- ・ 郷土料理と伝統芸能の鑑賞・体験を組み合わせたナイトタイムコンテンツ
- ・ 桜島のフィールドツアーと火山灰を使ったクラフト体験、収穫体験
- ・ 近代日本の歴史を学ぶ偉人のゆかりの地巡り、文化体験、郷土料理ツアー
- ・ 生産地訪問、発酵料理のワークショップ
- ・ その他高付加価値な観光コンテンツの造成に資する取組 など

4 補助対象期間、補助率等

(1) 補助対象期間

交付決定日から令和9年2月23日（火）まで

(2) 補助率及び補助上限額

補助率：対象経費の2／3 補助上限額：5,000千円

(3) 補助予定件数

2件程度

(4) 補助対象経費等

補助金の対象経費は、別表のとおりとする。

5 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年7月24日（金）～8月24日（月）正午まで

(2) 提出書類

令和 8 年度観光地域高付加価値化促進支援事業補助金応募書

＜添付書類＞

ア 事業計画書（別記第 2 号様式）

イ 収支予算書（別記第 3 号様式）

ウ 事業実施体制（別紙 2）

エ 団体に関する調書（別紙 3）

オ 事業内容が確認できる関係資料

カ 事業実施体制に含まれる DMO、観光協会、その他観光地域づくりを担う法人・団体が策定した観光振興に関する計画。（当該計画がある場合に限る。）

キ その他知事が必要と認める書類

(3) 提出方法

ア E-mail により提出してください。

イ 応募様式等は、県庁ホームページからダウンロードできます。

(URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/af08/kouhukakati/r8kouhukakatihozyokin.html>)

(4) 提出先及びお問合せ先

鹿児島県観光・文化スポーツ部 P R 観光課観光企画班 担当：磯江

E-mail : kagoka-ki@pref.kagoshima.lg.jp

6 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会による書類審査にて、補助対象者を選定します。

(2) 主な審査項目

ア 地域における必要性

当該地域における現状・課題を的確に捉え、その課題解決やニーズ（需要）に応えるものとなっているか。

イ 事業の新規性・先駆性・独自性

応募団体が「新たに実施するもの」または、「既存事業を発展的に向上・拡充するもの」であり、かつ、地域ならではの観光素材を活かしつつ、他の地域との差別化され、特別感のある内容となっているか。

ウ 事業の相乗効果

事業の目的及び成果目標が明確になっており、事業の実施により、県観光振興基本方針や DMO、観光協会等が策定する計画や取組との相乗効果が期待されるものとなっているか。

エ 事業の実現性

事業計画や実施体制が具体的になっており、確実な実施と継続的な取組が見込まれるものとなっているか。

オ 収支計画の妥当性

事業内容に見合った収支計画になっており、補助金が有効に活用されるものとなっているか。

(3) 審査結果の連絡

審査結果は県から応募者へ文書で通知する。

7 採択された場合の留意点

(1) 必要に応じて、進捗状況の報告を求めるとともに、県担当者が現地で進捗状況等の確認を行う。

(2) 交付決定日より前に支出した経費は補助対象外となるため、補助事業は交付決定後に着手すること。

- (3) 補助事業に要した経費については、証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、を揃え、実績報告の際、写しを提出するとともに、現物等による執行の確認を行うため、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備の上、補助事業完了後5年間保管すること。
- (4) 本事業は補助金の一部を概算払により支払うことができる。
- (5) 補助事業により取得した備品等については、一定期間はその処分が制限される。
- (6) 補助事業の成果については、実績報告により県に報告するほか、必要に応じてデータ等の提供について協力すること。提出された成果については、県が実施する事業において、これを活用することを承諾すること。
- (7) 補助事業終了以降に、必要に応じて普及啓発のための協力を依頼することがある。
- (8) 県が実施する観光地域づくり関連事業に可能な範囲で協力すること。
- (9) その他、「観光地域高付加価値化促進支援事業補助金交付要綱」及び「鹿児島県補助金等交付規則」等に従うこと。

8 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

- (1) 受付期間
令和8年7月24日（金）～8月7日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法
「募集要項等に関する質問票」をE-mailにより提出する。
E-mailのタイトルは「【質問】観光地域高付加価値化促進支援事業補助金」とすること。なお、E-mail送付後に、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 回答方法
質問及び回答内容は、随時一覧表にまとめ、原則県庁ホームページにて公表する。
なお、一覧表は他の応募予定者から希望があれば適宜E-mailで提供する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 質問票申込書提出先
鹿児島県観光・文化スポーツ部 PR観光課 観光企画班 担当：磯江
E-mail: kagoka-ki@pref.kagoshima.lg.jp 電話番号：099－286－3045
- (5) その他
質問は、本募集要項の内容を十分理解いただき、本事業について、より良い提案をしていただくことを目的として実施するものであり、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。
なお、質問については、応募に関して義務づけるものではなく、評価には影響しないものとする。

別表

補助対象経費	内 容
報 償 費	事業実施のために指導等を行う外部専門家への謝金等
人 件 費	事業実施のために必要な人件費（市町村職員の人件費は除く）
旅 費	事業実施のために必要な旅費
需 用 費	事業実施のために必要な消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費等（食糧費を除く）
役 務 費	事業実施のために必要な通信費及び保険料等
委 託 料	事業者が直接実施できない業務（データ解析や研究開発等）を委託する場合の経費
使用料及び賃借料	事業実施のために必要な施設使用料等
備 品 購 入 費	事業実施のために必要な機器等の購入費等
そ の 他	その他、知事が特に必要と認める経費

※ 本事業において、消費税及び地方消費税は補助対象経費外とする。

地域の関係者が一体となって取り組む
鹿児島ならではの高付加価値な観光コンテンツづくりを支援！

南の宝箱
鹿児島

観光地域高付加価値化 促進支援事業費補助金

地域の関係者と連携し、鹿児島ならではの豊かな自然、多彩な食、個性ある歴史・文化などの地域資源を生かした、鹿児島を代表する高付加価値な観光コンテンツの造成を支援します！

※この補助金は、国の「地域未来交付金」を活用しています。

1 補助対象者

民間事業者、観光関連団体（DMO、観光協会等）、その他知事が認める者

2 補助対象事業

DMOや観光協会等との連携を必須^(*)とします。

地域の複数の観光素材を組み合わせた、地域ならではのストーリー性のある観光コンテンツの造成に向けて、観光資源の発掘・磨き上げから観光コンテンツの造成まで支援します。

対象は、観光地域の高付加価値化に資する事業とします。

（*）観光関連団体が単体で申請することも可

こんな取り組みを支援します！

複数の観光素材を組み合わせた観光コンテンツ例

- ☑旬の食材の収穫体験と地域文化を楽しむ
ガストロノミー（モニターツアー）
- ☑プロ（料理人、プロスポーツ選手、博士、冒険家等）と共にするテーマ型まち歩き
- ☑焼酎蔵の見学と地元料理人によるペアリング
を組み合わせたプレミアムツアー
- ☑郷土料理と伝統芸能の鑑賞・体験を組み合わせたナイトタイムコンテンツ
- ☑桜島のフィールドツアーと火山灰を使ったクラフト体験、収穫体験
- ☑近代日本の歴史を学ぶ偉人のゆかりの地巡り、文化体験、郷土料理ツアー
- ☑生産地訪問、発酵料理のワークショップ



※ハード整備事業は除く。
※継続性が見込まれる事業であり、将来的に自走していくことが可能な取組であること

3 補助対象期間・補助率・補助上限額・ 補助予定件数・申請期限

補助対象期間	交付決定日から令和9年2月23日(火)まで
補助率	対象経費の2/3（補助上限額 5,000千円）
補助予定件数	2件程度
申請期限	令和8年8月24日（月）正午まで

4 対象経費

補助対象経費	内 容
報 償 費	事業実施のために指導等を行う外部専門家への謝金等
人 件 費	事業実施のために必要な人件費（市町村職員の人件費は除く）
旅 費	事業実施のために必要な旅費
需 用 費	事業実施のために必要な消耗品費，燃料費，印刷製本費及び光熱水費等（食糧費を除く）
役 務 費	事業実施のために必要な通信費及び保険料等
委 託 料	事業者が直接実施できない業務（データ解析等）を委託する場合の経費
使用料及び賃借料	事業実施のために必要な施設使用料等
備 品 購 入 費	事業実施のために必要な機器等の購入費等
そ の 他	その他，知事が特に必要と認める経費

※ 本事業において、消費税及び地方消費税は補助対象経費外とする。

5 申請・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
 鹿児島県観光・文化スポーツ部 PR観光課
 観光企画班 担当：磯江
 Tel：099-286-3045
 Mail：kagoka-ki@pref.kagoshima.lg.jp

県HPはこちらから

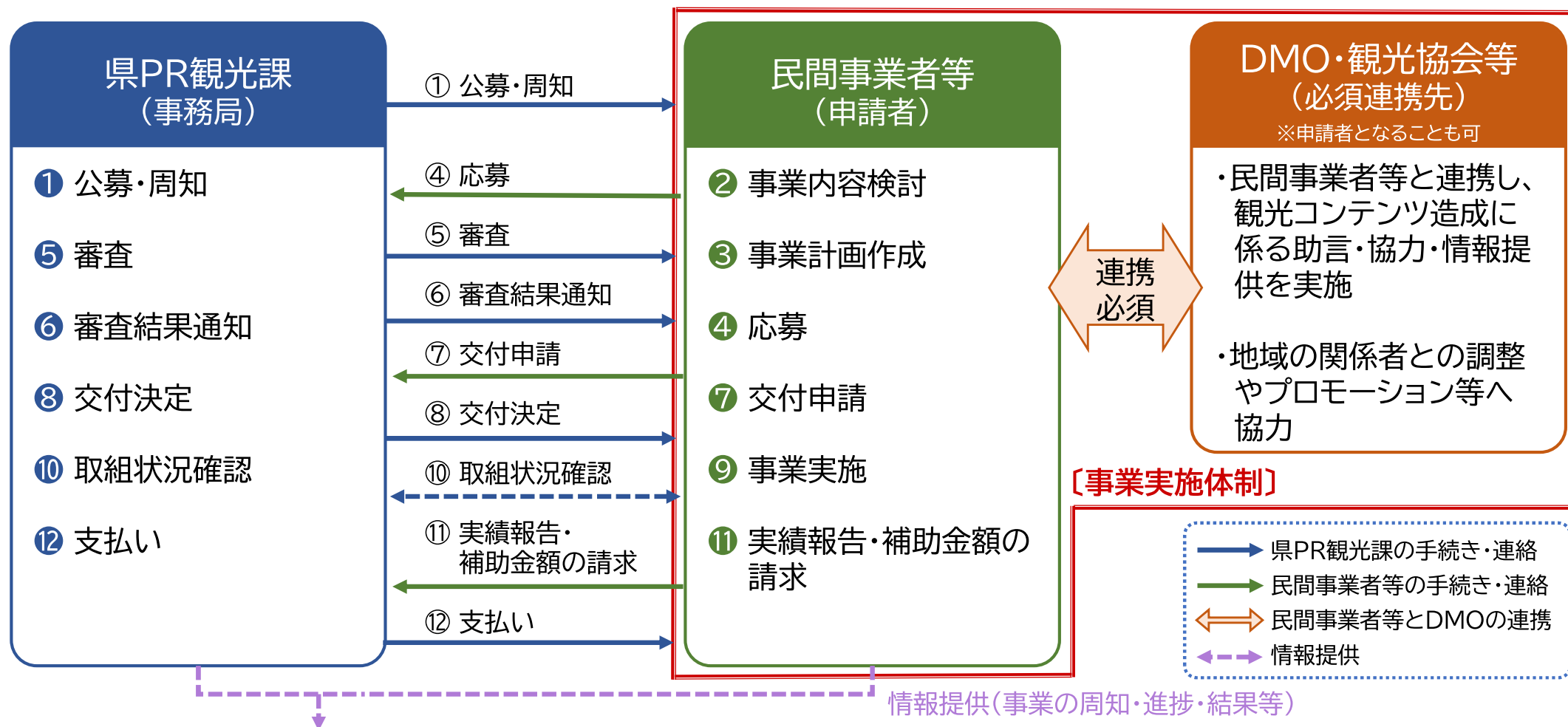


【募集要項・様式等】県ホームページからダウンロードできます。

鹿児島県 高付加価値 コンテンツ



- ・PR観光課が事務局として民間事業者等に補助金を交付
- ・民間事業者等はDMO・観光協会等と連携して事業を実施することを必須とする。
- ・県地域振興局・支庁は事業実施体制に含まれないが、PR観光課から取組について情報提供を行う。



県地域振興局・支庁(情報共有先)

事業実施体制には含まれないものの、県PR観光課から情報提供を受け、地域の関係者への周知等に適宜対応する。